

令和6年度の事業概況

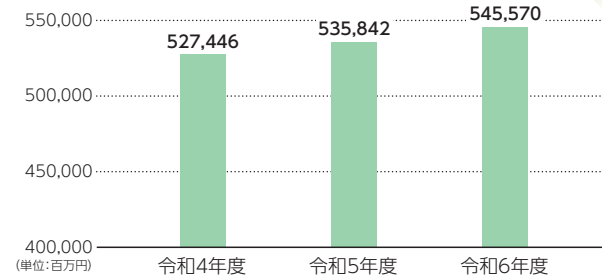
令和6年度は、当金庫の3カ年計画「にしん中期経営計画2024（地域の未来と幸せに向けて、変革への挑戦）」の初年度として、以下の5項目を経営方針に掲げ、地域金融機関としての使命と責務を果たすべく、役職員一丸となって取組みました。

- ① 支援の充実
- ② 人的基盤の充実
- ③ 効率化とDXの取組
- ④ 経営管理の充実
- ⑤ 地域創生への取組

預金積金

預金におきましては、要払性・定期性共に増加しました。要払性預金では35億円の増加、定期性預金では62億円の増加となったことにより、預金末残は97億円増加し、5,455億円となりました。

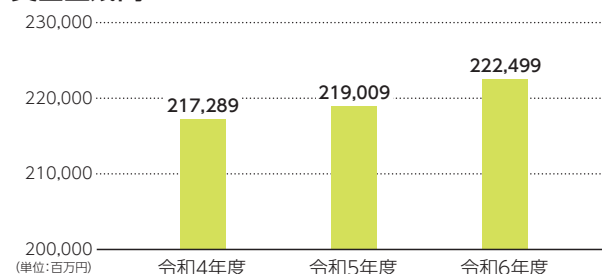
預金積金残高



貸出金

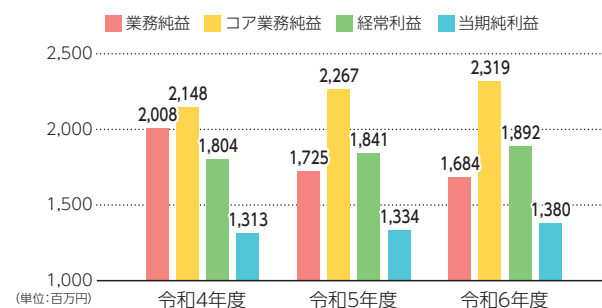
貸出金におきましては、前年の活動を深化・改善し主に中小企業融資を中心に推進しました。人口減少や高齢化が進む中、個人消費は伸び悩んだものの、法人融資は先数・残高共に増加となりました。個人向け融資は減少した一方で法人向け融資が50億円増加したことにより、貸出金末残は対前期34億円増加の2,224億円となりました。

貸出金残高



損益

日本銀行の政策変更により預積金と貸出金双方の金利が上昇し、貸出金利息は対前期68百万円増加し預金支払利息も158百万円の増加となりました。また、金利上昇の影響により余資運用の収益が増加し、一方で主に人件費等の経費が増加した結果、前年と同様の経常利益18億92百万円、当期純利益13億80百万円を計上することができました。



(注) コア業務純益とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加え、国債等債券損益を差し引いたもので信用金庫本来の事業活動のみの利益を表すものです。

主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	6,858	6,672	6,610	6,974	7,321
経常利益	1,981	2,050	1,804	1,841	1,892
当期純利益	1,437	1,486	1,313	1,334	1,380
出資総額	969	969	969	969	969
出資総口数(万口)	1,939	1,939	1,939	1,939	1,938
純資産額	42,750	41,576	38,190	39,470	35,903
総資産額	555,117	565,803	570,860	580,908	586,532
預金積金残高	507,228	518,793	527,446	535,842	545,570
貸出金残高	215,778	216,761	217,289	219,009	222,499
有価証券残高	167,742	185,309	188,748	186,960	178,751
単体自己資本比率(%)	19.15	19.00	20.19	20.36	21.06
出資に対する配当金(千円)	38,643	38,707	38,760	38,760	38,731
配当率(%)	4	4	4	4	4
職員数(人)	350	359	339	336	338

(注) 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

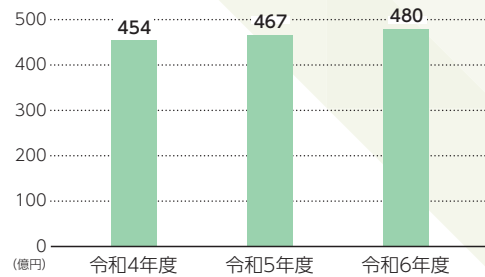
自己資本の充実の状況

当金庫の自己資本は、会員の皆さまからの出資金と、当金庫が創業以来積み上げてきた利益金の合計額になります。「自己資本比率」は当金庫が保有する資産に占める自己資本額の割合のことです。「自己資本比率」の算出にあたっては、各資産の回収の危険度合(リスク・ウェイト)により、回収の危険が低いほど資産を過小に評価して算出します。「自己資本比率」は経営の健全性を示すもっとも重要な指標です。

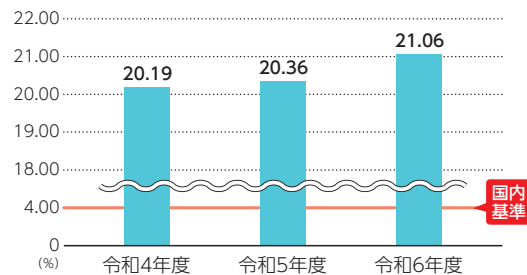
平成18年度決算から自己資本比率規制(パーゼルⅡ)が導入され、自己資本比率を計算するのに際して「分母」には、従来の信用リスク・アセットに加えて、オペレーショナル・リスク相当額を8%で割って得た額を計上するとともに、信用リスク・アセットについても掛け目が見直されました。また、平成25年度決算から、自己資本の質の向上と金融機関のリスクをより反映させたパーゼルⅢに次ぐ新たな枠組みであるパーゼルⅣが導入されました。

当金庫の自己資本比率は、今期は21.06%と、国内基準の4%さらには、国際基準の8%を大きく上回って推移しております。また、自己資本額におきましても480億円となり、自己資本の充実が図れました。

自己資本額



自己資本比率の状況



信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況等

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全引当状況

(単位: 百万円、%)

	開示債権 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2023年度	2,440	2,440	1,335	100.00%	100.00%
	2024年度	2,460	2,460	1,397	100.00%	100.00%
危険債権	2023年度	7,601	7,338	5,627	96.53%	86.64%
	2024年度	7,684	7,472	5,796	97.24%	88.78%
要管理債権	2023年度	288	272	243	94.27%	63.53%
	2024年度	263	237	221	90.27%	38.38%
三月以上延滞債権	2023年度	137	150	137	109.97%	—
	2024年度	45	48	45	106.06%	—
貸出条件緩和債権	2023年度	151	121	106	80.08%	33.38%
	2024年度	217	189	176	86.94%	31.70%
小計(A)	2023年度	10,331	10,050	7,206	97.28%	91.03%
	2024年度	10,408	10,171	7,415	97.71%	92.06%
正常債権(B)	2023年度	212,047				
	2024年度	214,989				
総与信残高(A) + (B)	2023年度	222,378				
	2024年度	225,398				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。